



法人おおた

一般社団法人 太田法人会
 常陸太田市中城町3210
 常陸太田市商工会館別館
 TEL 0294-73-0267
 FAX 0294-73-0679
 発行人 西野 一
 編集 広報委員 長
 小室 博 俊
 印刷所 大富印刷株式会社

2019年 9月 <第69号>



主な内容

- ・表紙..... 1
- ・着任の挨拶・太田税務署幹部異動..... 2
- ・第7回定期総会・記念講演会..... 3
- ・役員・顧問名簿..... 4
- ・平成30年度決算書・令和元年度事業計画
並びに予算書..... 5~6
- ・青年部会・女性部会総会・研修会..... 7
- ・地区会だより..... 8
- ・税務署からのお知らせ..... 9~11
- ・県税務所からのお知らせ..... 12
- ・読み物..... 13
- ・新会員コーナー・ネットセミナー..... 14
- ・7つの間違い探し・福利厚生事業広告..... 15
- ・福利厚生事業広告..... 16

今年で25回目を迎えた『ひたちなか祭り』が8月17日、18日の2日間勝田駅周辺をメイン会場に行われました。

今年「ENJOY!笑顔の輪を広げよう!」をテーマに、約3000発を打ち上げた花火大会を始め、小学校を利用した「本気のお化け屋敷」、「チヤンバラ合戦」、「山車・神輿パレード」、「恒例のダンスパレードコンテスト」など、見て、参加できる盛りだくさんなイベントに、酷暑も吹き飛ばせと、大人も子供も大いに楽しんでいました。

(写真提供・ひたちなか祭り実行委員会
・勝田地区会)

令和最初の夏に
笑顔があふれる

着任の挨拶



太田 税務署長

吉田 和人

この度の定期人事異動により、関東信越国税局徴収部主任国税訟務官から太田税務署長を拝命しました吉田でございます。

太田税務署の勤務は初めてで、茨城県勤務は平成元年以来30年振りになります。管内は、名所・旧跡があり、風光明媚で多彩な産業があるとともに、清らかな水が流れおいしいお酒が数多く造られていると聞いており、当地に勤務できますことを大変うれしく思っております。

一般社団法人太田法人会の皆様方には、日頃から活発な活動を通じ、税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

太田法人会におかれましては、青年部会の方々を中心に管内の小・中学校において租税教室の講師を務めていただくとともに、女性部会が主体となり「税に関する絵はがきコンク

ル」を実施するなど、次世代を担う子供たちが、税の重要性を正しく理解し、関心を持つていただける、租税教育の推進に大変積極的に取り組んでおられ、感謝申し上げます次第でございます。引き続き、租税教育の推進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに会社の健全な発展に貢献されております。今後もこの取組の普及・拡大に向けまして、皆様方と連携・協調を図って参りたいと考えております。

さて、本年10月の消費税率10%への引上げと軽減税率制度の実施が目前に迫っております。私どもとしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む

改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告・納付ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等を着実に取り組んで参ります。

さらに、e-Taxの一層の普及に向けて、平成30年度の税制改正により、資本金の額等が1億円を超える大法人の令和2年4月1日以降に開始する事業年度の法人税及び消費税の電子申告義務化が法制化され、中小法人の電子申告についても、財務省の「『行政手続コスト』削減のための基本計画」では、その利用率について85%以上という目標値が示されております。e-Taxの更なる利用拡大についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、太田法人会の皆様におかれましては、引き続き、税務行政のよき理解者として、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたします。挨拶とさせていただきます。

太田税務署幹部

(七月十日付 定期異動)

署長

(前任地) 関東信越国税局

吉田 和人

副署長

(前任地) 関東信越国税局

村山 彦紀

総務課長

(前任地) 富岡税務署

大野 光弘

管理運営第一部門

統括官

藤間 康之

管理運営第二部門

統括官

池田 千鶴子

徴収部門

統括官

松島 一男

個人課税第一部門

統括官

佐々木 浩二

個人課税第二部門

統括官

君崎 晶俊

個人課税第三部門

統括官

水戸税務署 法人課税第五部門 統括官

資産課税部門

統括官

福島 正

法人課税第一部門

統括官

高木 宏明

法人課税第二部門

統括官

榎原 恒雄

法人課税第三部門

春日部税務署 法人課税第一部門 連絡調整官

大澤 和徳

法人課税第一部門

(法人会担当)

大澤 和徳

第七回 (通期第三十五回) 定時総会開催

西野一会長再任なる



再任された西野一会长

定時総会が去る六月十八日午後二時からホテル釜萬(常陸太田市)において開催されました。ご来賓に太田税務署長草野泰永氏、茨城県常陸太田県税事務所長磯野隼人氏、常陸太田市長大久保太一氏(代理綿引総務部長)、関東信越税理士会太田支部長綿引淳子氏、常陸太田市商工会長西野一氏(代理佐川事務局長)はじめ、各関係団体の皆様をお迎え盛大に開催されました。総会に先立ち、法人会活動に貢献された方々や、GOGOキャンペーン目標達成地区会に対して表彰状と目録が贈呈されました。(写真掲載)

続いて小林満副会長(大宮地区区会長)が開会を宣し西野一会长が挨拶の後議長となり、議事を進行しました。議案は次の通りです。

- 〔審議事項〕
- 第一号議案 平成三十年年度 事業報告承認に関する件
 - 第二号議案 平成三十年年度 収支決算報告承認に関する件
 - 第三号議案 運用資金借入限度額承認に関する件
 - 第四号議案 任期満了に伴う役員改選承認に関する件
 - 〔報告事項〕
 - 第五号議案 令和元年度 事業計画に関する件
 - 第六号議案 令和元年度 収支予算に関する件
- 以上全議案満場一致で承認され、太田税務署長等の祝辞を頂き高野潔副会長(那珂地区区会長)が閉会を宣し終了しました。総会終了後、直ちに臨時理事会を招集し、会長以下新役職案が審議され、原案通り可決されました。(新役員は4Pに掲載)
- 休憩の後、太田税務署長による記念講演会が開催されました。
- ◎受賞者(敬称略)
- (公財) 全国法人会総連合会会長 表彰(披露) 役員功労者
 - 菊池 和博(本会常任理事)
 - (一社) 茨城県法人会連合会会長 表彰(伝達) 役員功労者
 - 西野 俊郎(本会常任理事)
 - 手塚 忠延(本会常任理事)
 - (一社) 太田法人会会長表彰

大型保障制度推進優秀賞
軍司 文男(大同生命水戸支社)

ふやそう2万社GOGOキャンペーン目標達成地区会表彰
管内全地区区会長

〔記念講演会〕
演題「税に関する裁判例」
講師 太田税務署長

草野 泰永氏

過去に起きた税に関する様々な裁判例を分かり易く、丁寧に解説され、大変貴重な講演をいただきました。



県法連表彰の西野常任理事



全法連表彰の菊池常任理事



講演する草野税務署長



目標達成地区会表彰の小祝副会長



県法連表彰の手塚常任理事

顧問・役員名簿

令和1・2年度 (順不同、敬称略)

役職名	役員氏名	法人名	役職名	役員氏名	法人名
会長	西野 一	(株)ニシノ清塗工	理事	加藤木克也	(株)三友製作所
副会長	小祝 亨	(株)八丈建設	〃	井坂 公俊	常陸化工(株)
〃	佐川 正夫	(株)アサイン	〃	清水 正建	(株)清水石材工業
〃	小室 博俊	大富印刷(株)	〃	菊池 雅人	(株)きくち
〃	高野 潔	(株)高野工務店	〃	海野 泰司	(株)長寿荘
〃	小林 満	(株)小林工務店	〃	黒澤 弘昌	(株)マルヒ
〃	小野 洋伸	関東技研(株)	〃	橋本 英明	(株)春日ホテル
〃	松浦 幹夫	(有)松浦政二商店	〃	高田 広	(株)高田屋材木店
常任理事	大谷 昌吉	(株)かわねや	〃	萩野谷幸司	(株)幸陽サブコン
〃	成井小太郎	成井工業(株)	〃	大野 進	(株)オスク
〃	根本 菊栄	根本電興(株)	〃	小寺 康生	(株)あまや
〃	手塚 忠延	(有)手塚セメント製品工業所	〃	飯田 正博	(有)飯田屋商店
〃	西野 俊郎	(有)安物産	〃	鈴木 仁	(有)鈴木材木店
〃	川嶋 広行	(株)NEXT・カワシマ	〃	照沼 幸子	照沼商事(株)
〃	藤田 富夫	(株)オセヤ	〃	内藤 直人	(株)ナイス
〃	川崎 通夫	(有)川崎加工	〃	橋本 芳章	(株)テクノサービスハシモト
〃	井上 哲郎	(株)井上工務店	〃	大森 章江	(株)大森燃料
〃	磯崎 孝	磯崎自動車工業(株)	〃	栗田 晋一	(株)クリタ
〃	鶴田 哲男	(株)鶴田組	〃	大森 勝夫	大森(有)
〃	石川 佳文	(株)進栄管材	〃	鈴木 康之	鈴木鉄工(株)
〃	大久保良弘	(株)若葉工務店	〃	増子 文子	(株)増子石油店
〃	田澤 佳治	(株)田沢製作所		(1名欠員)	
〃	菊池 勝雄	(株)ネクスト	監事	根本 敬久	(株)根本工務所
〃	照沼 克衛	照沼建設(株)	〃	野木 滋	(株)有路工務店
〃	橋本 重郎	橋本機工金物(株)	〃	藤咲 英史	(有)大藤興産
〃	田中 弘	新光電機(株)			
〃	木村 政久	富士精工(株)	顧問	伊村 智安	(株)茨城シーアイシー研究所
理事	多賀野弘泰	伊勢又米穀製粉(株)			

令和元年度 事業計画

主な事業活動

一 税を巡る社会環境の整備改善等を図るための事業

① 税知識の普及を目的とする事業

・ 決算期別説明会

・ 改正税法説明会

・ 新設法人説明会

・ 年末調整説明会

・ 青年・女性部経営者税務研修会

② 税の相談環境を整備する事業

・ 税に関する相談会

③ 納税意識の高揚、税知識の普及及び税の学習環境を整備する事業

・ 租税教室の実施

・ 一般市民への租税教育冊子の配布・第九回税に関する絵はがきコンクールの実施

・ 機関紙及びホームページ等による税の広報事業

④ 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

・ 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

・ 税制改正の提言に関するアンケート調査事業

・ 全国青年の集いへの参加

・ 全国女性フォーラムへの参加

⑤ 税施策等の普及推進を目的とする事業

・ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進

・ 消費税の期限内納付の推進
・ 事業承継税制の啓蒙及び円滑な事業承継の推進

二 地域の経済・社会環境の整備改善等を図るための事業

① 地域経済・社会の活性化に資する事業

・ 講演会・セミナーの開催

・ インターネットセミナー

② 地域の福祉問題、環境問題などの改善に資するための事業

・ 献血啓蒙キャンペーン

三 会員のための福利厚生に関する事業

① 全法連の福利厚生事業の推進

・ 経営者大型保障制度の普及推進

・ 経営保全プランの普及推進

・ がん保険制度の普及推進

② 県法連の福利厚生制度の推進

・ 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進

四 会組織の充実、会員のための親睦及び交流に関する事業

① 会員の親睦及び交流等に関する事業

・ 会員、役員及び部会員懇談会等

・ 部会視察研修会

・ 親睦事業

② 組織拡充に関する事業

・ 会員増強運動

③ その他

・ 功労者表彰

収支予算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位:円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 予算額 (Budgeted Amount). It details income and expenses for the fiscal year, categorized into general assets, specified assets, and net assets.

貸借対照表

平成31年3月31日現在 (単位:円)

Table with 4 columns: 科目 (Item), 当年度 (Current Year), 前年度 (Previous Year), and 増減 (Increase/Decrease). It shows the balance sheet as of March 31, 2019, detailing assets and liabilities.

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		支払負担金	1,661,081
1. 経常増減の部		支払手数料	10,488
(1) 経常収益		雑費	57,556
基本財産運用益	498	管理費	8,738,763
基本財産受取利息	498	給与手当	2,774,044
特定資産運用益	435	退職給付費用	97,526
特定資産受取利息	435	福利厚生費	435,795
受取会費	15,379,200	旅費交通費	343,564
正会員受取会費	14,736,400	通信運搬費	604,248
賛助会員受取会費	75,800	消耗什器備品費	20,965
部会受取会費	567,000	消耗品費	275,559
事業収益	2,323,073	印刷製本費	567,281
広報事業収益	120,000	燃料費	6,565
福利厚生事業収益	231,853	賃借料	159,505
事務受託料収益	60,000	会場費	721,915
会員親睦事業収益	1,911,220	保険料	23,005
受取補助金等	10,575,900	租税公課	138
受取全法連助成金	10,575,900	会議費	816,958
雑収益	491,716	事務委託費	739,801
受取利息	316	委託費	30,996
雑収入	491,400	リース料	154,799
経常収益計	28,770,822	支払負担金	331,459
(2) 経常費用		支払手数料	143,897
事業費	19,675,490	渉外慶弔費	265,000
給与手当	6,791,625	雑費	225,743
退職給付費用	238,772	経常費用計	28,414,253
福利厚生費	1,066,948	評価損益等調整前当期経常増減額	356,569
旅費交通費	1,750,487	評価損益等計	0
通信運搬費	1,214,422	当期経常増減額	356,569
消耗什器備品費	51,331	2. 経常外増減の部	
消耗品費	985,020	(1) 経常外収益	
印刷製本費	894,500	経常外収益計	0
燃料費	16,075	(2) 経常外費用	
賃借料	390,515	経常外費用計	0
会場費	151,626	当期経常外増減額	0
保険料	56,325	当期一般正味財産増減額	356,569
諸謝金	248,000	一般正味財産期首残高	17,721,550
租税公課	72,000	一般正味財産期末残高	18,078,119
会議費	1,380,201	II 指定正味財産増減の部	
表彰費	144,880	当期指定正味財産増減額	0
事務委託費	1,811,239	指定正味財産期首残高	0
委託費	303,408	指定正味財産期末残高	0
リース料	378,991	III 正味財産期末残高	18,078,119

第三十二回 青年部会通常総会開催

新部会長に鈴木康之氏就任

去る五月二十七日午後二時より常陸太田市商工会館において、ご来賓には太田税務署長草野泰永氏及び太田法人会会長西野一氏等の出席のもと開催されました。



鈴木新部会長

中澤副部会長が開会を宣し、川崎部会長の挨拶の後 議事は部会長議長に平成三十年度事業報告・決算報告並びに令和元年度事業計画・予算が審議され、全議案原案通り決定されました。



議長の前川崎前青年部会長

今回は、任期満了に伴う役員改選があり、川崎部会長は退任され新部会長に鈴木康永氏(太田地区)が就任されました。

本年は、卒業生が五人おり、会員も年々減少していることから、新部会員の加入促進が重要な課題になりました。ご来賓の挨拶の後、大森副部会長が開会を宣し終了しました。

記念講演

総会終了後、白土理事の司会により、記念講演会が開催されました。

講師に(株)ヒューマンブレンドイ代表の田寺尚子氏を招き、「モチベーションUPにつながるコミュニケーション」をテーマに、「モチベーション維持のやり方や生産性を高める方法など、大変中身の濃いボリュームのある講演を熱心に聴講しました。」



講師の田寺尚子代表

第三十二回 女性部会通常総会終了

増子文子部会長再任なる

去る六月三日午後一時半より常陸太田市商工会館において開催されました。ご来賓には、太田税務署長草野泰永氏等をお迎えし、萩谷副部会長が開会を宣し、増子文子部会長が挨拶の後議長になり議案を審議し、全議案原案通り決定いたしました。



増子 文子 部会長

経営者にとって、労働生産性や企業イメージの向上等のために、従業員のメンタルケアは非常に重要であり、そのためにはまず自分が変わることが最も大事であることが理解できました。

全国女性フォーラム開催

去る四月二十五日、第十四回全国女性フォーラムが富山市の富山産業展示館テクノホールで開催され、本会からは増子部会長を含め、四名参加しました。当日は、全国から約一、六〇〇名以上の会員が集まり、絵はがきコンクールで全法連女連協会長を受賞した中村遙さんの作品が紹介されました。また、俳優の奥田瑛二氏による記念講演会も開催され、盛大に終了しました。



若松女連協会長挨拶

記念講演

テーマ

「経営者・おかみさんのためのメンタルヘルス対策」

講師 メンタルクリエイト代表

江口 毅 氏



女性部会記念講演会



小林地区会会長による議事進行



松浦地区会会長を議長に全議案が可決承認された

去る5月24日(金)午後3時から、春日ホテル(ひたちなか市)において第7回(通期第35回)定時総会が開催されました。

来賓には太田税務署副署長小原広幸氏、法人課税第一部門統括国税調査官川村善彦氏、上席国税調査官大澤和徳氏、(一社)太田法人会事務局長泊和太氏ほか関係団体の皆様を迎え、小室地区会会長

6月12日(水)午後2時より常陸大宮市商工会研修室において、大宮地区会定期総会及び税務研修会が開催されました。

小林満会長のあいさつの後、会長が議長となり、平成30年度事業報告並びに収支決算、令和元年度事業計画

地区会だより

大宮地区会

(案)並びに収支予算(案)承認の件について審議され、原案通り可決・決定されました。

総会終了後には太田税務署副署長小原広幸氏を講師に税務研修会が開催されました。(常陸大宮地区会：担当 田山)

大子地区会

令和元年6月24日(月)午後5時から、大子温泉やみぞホテルを会場に第7回(通期35回)定時総会が開催されました。

来賓には、大子町長高梨哲彦氏、太田税務署副署長小原広幸氏、茨城県議会議員石

那珂湊地区会

総会終了後は、来賓の皆様を交え有意義な意見交換会が開催されました。(大子地区会：担当 清水)

井邦一氏、大子町商工会長大藤博文氏ほか関係団体の皆様を迎え、松浦会長を議長に平成30年度事業報告並びに収支決算承認の件、令和元年度事業計画(案)並びに収支予算(案)議決の件、任期満了に伴う役員改選の件では新たに副会長に木村政久氏を迎え全議案可決承認され、再任された松浦幹夫会長のもと新たな年度がスタートしました。



小室地区会会長による挨拶

総会終了後、那珂湊警察センター長 鬼澤義隆氏を講師に迎え「ひたちなか地区の事件・事故の傾向と安全対策について」をテーマに研修会を開催し、茨城県のローカルルール「茨城ダッシュ」の危険性や、家族の「声掛け」が交通事故防止に一番有効なので、ぜひ実践してほしい等、具体的な事例を交えて講演されました。

(那珂湊地区会：担当 後藤)



準備に余念がない青年部会員達

この献血活動は、本会が積極的に推進している「地域の福祉・環境問題などの改善に資する事業」として中心的な事業であり、今後も役員・青年部会等の協力を得ながら継続して参ります。

(太田地区会：担当 菊池)

太田地区会

太田地区会では、地域社会貢献事業の一環として、恒例の献血活動を6月24日、かわねやフェスタ店駐車場内にて、常陸太田市商工会青年部との共催で実施しました。

当日の天候はあまり良くなかったですが、青年部会員等の必至の呼び掛けもあり、50名の参加者がありました。

令和元年分 年末調整説明会のお知らせ

税務行政につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得者に係る年末調整説明会を下記の日程等により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを使用して説明を行います。

また、年末調整関係用紙及び法定調書の用紙が不足する場合には、説明会会場で配付しておりますので、会場にてお受け取りください。

記

開催日	開催時間	開催場所	対象地域
11月19日 (火)	09:45～12:15 13:30～16:00	常陸太田市生涯学習センター 常陸太田市中城町3280番地	常陸太田市
11月20日 (水)	09:45～12:15 13:30～16:00	常陸大宮市文化センター 常陸大宮市中富町3135-6	常陸大宮市・ 大子町
11月26日 (火)	09:45～12:15 13:30～16:00	ひたちなか市文化会館 ひたちなか市青葉町1-1	ひたちなか市・ 那珂市・東海村

※ 都合により、指定された会場（日時）に出席できない場合には、他の会場（日時）に出席することができます。

※ 上記開催時間のうち、開始から約2時間は年末調整説明会、その後の30分は消費税の軽減税率制度等の説明会を行います。

消費税の軽減税率制度等の説明会での必要書類は当日受付で配付いたします。

(説明会についてのお問合せ先)

太田税務署 代表電話番号 Tel 0294-72-2171

自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

(注) 用紙につきましては、これまでどおり税務署の窓口でも配布しております。

また、コピーしたものや国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードしたものを使用することもできますので、ご利用ください。

令和元年分の
確定申告は・・・

スマホで ラクラク確定申告

スマホ申告が進化します！ますますカンタン・便利に！！



① スキな時に！
② マたずに申告
③ ホラ！簡単！

カンタン・便利な3つのポイント！

- ① スマホで見やすい専用画面
- ② 画面の案内に従いラクラク操作
- ③ 作成した申告書はe-Taxで提出※完了

※ e-Tax以外にもご自宅やコンビニのプリンタで印刷し、郵送等で提出することもできます！

2か所以上の給与や
公的年金などにも対応！

ご利用いただける方や、操作方法・申告書の提出方法などは裏面をご覧ください

申告書の作成
はこちらから！



スマホをお持ちでない方などは・・・

ご自宅等のパソコンから、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！！

作成コーナー

検索

消費税及び地方消費税の納税は期限内に！

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年（2019年）10月1日より、**10%**（現行8%）となります。

（注）税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。例えば、個人事業者の場合、平成29年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成31年は消費税の課税事業者となります。



※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご参照ください。

期限内納付のために

計画的な納税資金の積立てを！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%）となります。

区分	（第1種事業） 卸売業		（第2種事業） 小売業		（第3種事業） 農業、林業、漁業、 建設業、製造業など		（第4種事業） 飲食店業など		（第5種事業） 金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など		（第6種事業） 不動産業		
	年間課税 売上高 万円	各月 売上高 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
1,500	125	15	1.3	30	2.5	45	3.8	60	5.0	75	6.3	90	7.5
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
2,500	209	25	2.1	50	4.2	75	6.3	100	8.4	125	10.5	150	12.5
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

（注）1 上記積立目安額の計算については、簡易なものとするため、経過措置により旧税率が適用されるもの及び軽減税率が適用されるもの（※）については考慮していません。

なお、平成31年（2019年）10月1日から「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第3種事業から第2種事業へ変更されます。

※ 経過措置が適用されるもの及び軽減税率制度については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご参照ください。

（注）2 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。



県税務所からのお知らせ

茨城県税務課(平成31年4月現在)

企業立地等のための県税の特別措置(課税免除及び不均一課税)

根拠 条例	茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例(昭和34年茨城県条例第26号)	茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例(平成24年茨城県条例第31号)	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例(平成28年茨城県条例第13号)	茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例(平成15年条例第12号)																																																													
種類	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づく課税免除	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)に基づく不均一課税	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づく課税免除及び不均一課税	地域再生法(平成17年法律第24号)及び上記条例に基づく課税免除及び不均一課税																																																													
対象 税目	・事業税(法人・個人) ・不動産取得税 ・県が課する固定資産税【注】 【注】市町村が課する固定資産税の軽減措置については、取得した固定資産の所在する市町村へお問合せください。	・事業税(法人・個人) ・不動産取得税 ・県が課する固定資産税【注】 【注】同左	・事業税(法人・個人) ・不動産取得税 ・県が課する固定資産税【注】 【注】同左	・事業税(法人・個人) ・不動産取得税 ・法人事業税【注】 ・不動産取得税 【注】法人事業税は、平成31年(2019年)3月31日までに対象事業の用に供する土地の権利を取得し、その取得後3年以内に当該土地において事務所等を新増設した場合に限り、適用対象となる。																																																													
対象 地域	過疎地域自立支援特別措置法に基づく過疎地域 ＜5市町10地域＞ 常陸太田市(旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、城里町(旧七会村)、大子町、利根町	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく原子力発電施設等立地地域 ＜10市町村の地域＞ 水戸市(旧内原町を除く)、日立市(旧十王町を除く)、常陸太田市(旧水府村及び旧里美村を除く)、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市(旧大宮町)、銚田市(旧旭村、旧銚田町)	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「茨城産業再生特区計画」に定められた復興産業集積区域 ＜13市町村62区域＞ (1) 特定復興産業集積区域 北茨城市、ひたちなか市、神栖市及び大洗町内の26区域 (2) その他の復興産業集積区域 水戸市、日立市、高萩市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、銚田市、茨城町及び東海村内の36区域	県内全域																																																													
対象 事業	①製造業、②農林水産物等販売業、③旅館業、④個人が行う畜産業又は水産業(個人事業税の課税免除に限る。)	①製造業、②道路貨物運送業、③倉庫業、④こん包業、⑤卸売業	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「茨城産業再生特区計画」に定められた復興推進事業【注】 【注】実施する事業について、事前に市町村長の事業者指定が必要です。指定申請の手続等については、事業を行う区域の市町村へお問合せください。	①製造業、②情報通信業、③運輸業、④卸売業、⑤過疎地域で行う電気・ガス・熱供給業、⑥情報通信技術利用業(コールセンター)、⑦学術・開発研究機関、⑧旅館業、⑨植物工場、⑩認定中心市街地又は第二種大規模小売店舗立地法特別区域若しくは過疎地域における大規模小売店舗で行う事業、⑪過疎地域で行う農林水産物等販売業、等																																																													
増加従 業者数 の要件	無し	・製造業：無し ・製造業以外：15人超	無し	5人以上 ○ 雇用保険法の被保険者(短期雇用特別被保険者及び日雇労働被保険者を除く)に限る。 ○ 公共的団体が造成した工業団地、県有地又は過疎地域等の場合は、5人未満でも適用対象となる(従業者数の増加を要しない)。																																																													
設備等 取得の 要件等	(1) 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 事業の用に供する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の特別償却を受ける設備で、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの (2) 個人が行う畜産業又は水産業 事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3を超え、1/2以下であるもの	事業の用に供する設備等で、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律(平成23年法律第29号)の特別償却等を受ける施設等	次の①及び②の要件を満たすもの ① 令和2年(2020年)3月31日までに、知事の事業計画認定を受け、その認定後2年以内に当該事業の用に供する施設等を新増設すること。 ② 事業の用に供する施設等で、取得価額の合計額が3,800万円(中小企業者等は1,900万円)以上であること。																																																													
特別 措置 の内容	＜事業税＞ ・事務所等の新増設に係る増加従業者数の割合に応じて3年間の課税免除 ・畜産業又は水産業に係る個人事業税は5年間の課税免除 ＜不動産取得税＞ ・事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地である土地(家屋の敷地面積部分)の取得に対する課税免除 ＜県が課する固定資産税＞ ・事務所等の新増設に係る償却資産に対する3年間の課税免除	下表のとおり税率を軽減 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">免除率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年次</td> <td>2年次</td> <td>3年次</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>9/10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>県が課する固定資産税</td> <td>9/10</td> <td>3/4</td> <td>2/4</td> </tr> </table>		免除率				1年次	2年次	3年次	事業税	1/2	1/4	1/8	不動産取得税	9/10	-	-	県が課する固定資産税	9/10	3/4	2/4	＜事業税＞ ・事務所等の新増設に係る増加従業者数の割合に応じて5年間の課税免除(その他の復興産業集積区域の場合は不均一課税【免除率 75/100】) ＜不動産取得税＞ ・事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地である土地(家屋の敷地面積部分)の取得に対する課税免除(その他の復興産業集積区域の場合は不均一課税【免除率 75/100】) ＜県が課する固定資産税＞ ・事務所等の新増設に係る償却資産に対する5年間の課税免除(その他の復興産業集積区域の場合は不均一課税【免除率 75/100】)	下表のとおり税率を軽減 ○ 地域再生法認定事業者 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">免除率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年次</td> <td>2年次</td> <td>3年次</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>10/10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>移転型</td> <td>10/10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>拡充型</td> <td>9/10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> ○ 条例認定事業者 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">免除率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年次</td> <td>2年次</td> <td>3年次</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		免除率				1年次	2年次	3年次	事業税	1/2	1/2	1/2	不動産取得税	10/10	-	-	移転型	10/10	-	-	拡充型	9/10	-	-		免除率				1年次	2年次	3年次	事業税	1/4	1/4	1/4	不動産取得税	1/2	-	-	＜法人事業税＞ 事務所等の新増設に係る増加従業者数の割合に応じて3年間の課税免除 ＜不動産取得税＞ 事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地(事業活動が一区画を占めて継続的に行われる事務所等の敷地)の取得に対する課税免除
	免除率																																																																
	1年次	2年次	3年次																																																														
事業税	1/2	1/4	1/8																																																														
不動産取得税	9/10	-	-																																																														
県が課する固定資産税	9/10	3/4	2/4																																																														
	免除率																																																																
	1年次	2年次	3年次																																																														
事業税	1/2	1/2	1/2																																																														
不動産取得税	10/10	-	-																																																														
移転型	10/10	-	-																																																														
拡充型	9/10	-	-																																																														
	免除率																																																																
	1年次	2年次	3年次																																																														
事業税	1/4	1/4	1/4																																																														
不動産取得税	1/2	-	-																																																														
適用 期限	令和3年(2021年)3月31日まで	令和3年(2021年)3月31日まで	令和2年(2020年)3月31日まで	令和3年(2021年)3月31日まで																																																													
申告 期限	＜事業税＞ ・法人事業税は原則事業年度終了の日から2月以内 ・個人事業税は当該年の3月15日 ＜不動産取得税＞ 対象事業の用に供する土地、家屋の取得について、それぞれ取得した日から60日以内 ＜県が課する固定資産税＞ 対象設備である償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日	＜法人事業税＞ 原則事業年度終了の日から2月以内	-	-																																																													

○ 特別措置に関する問合せ先(書類提出先)

県税事務所	担当課	税目	電話番号
常陸太田県税事務所	課税第一課	事業税(法人・個人)	0294-80-3311
	課税第二課	不動産取得税	0294-80-3312

※ 不動産取得税は、取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせ願います。

○ 制度全般、その他の問合せ先

茨城県総務部税務課課賦課グループ 電話 029-301-2429(直通)

○ 茨城県税務課ホームページ「県税のホームページへようこそ」

<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

※ 次のURLから各種申請・届出様式をダウンロードすることができます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/curashi/tax/index.html>

健康を支える睡眠のリズム、会社の業績にも影響

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆睡眠不足を取り戻そうと
休日は寝だめをした、その結果は：

不動産会社のシステム管理担当の男性Aさんは入社7年目の30代。独身です。ITスキルを買われ、営業から経理まで一連のシステム構築・保守の責任者として働いてきました。チーム

は先輩を含め4人体制。しかしAさんが全体の指揮官です。失敗が許されない神経を使う仕事で、残業も多く、毎日の睡眠時間は4時間ぐらい。睡眠不足を取り戻そうとAさんは、休日は寝だめをして日中まで起き

ませんでした。すると、平日の日中も次第に疲労感が強くなり、仕事への意欲も弱まってきました。私たちに備わっている24時間周期の体内リズムが乱れ、《時差ボケ》状態に

なつたのです。放っておくと心身に影響し、メンタル不調になります。これはま

ずい、とAさんは自ら心療内科を受診し、睡眠の大事さを学びました。

◆平日も休日も起床時間は一定にしましょう
「このままではうつ病になりますよ」と医師からお灸を据えられたAさんは、生活のスタイル変更に努力しました。もたもたすることが嫌いな、いかにもIT系社員

の行動です。休日でも朝起きたらまずカーテンを開けて朝日を浴びる。朝食をしっかりと取る。適度に散歩する。夜は湯船でリラクセス。寝室の照明は落とし気味に。就寝1時間前までにスマホやパソコンにさわらない。このような過ごし方を心がけ、心身の危険ゾーンに入りこ

むことは避けられました。Aさんにとつてはかなりの決意と努力でした。

ちょっと前までは、人間の理想とする一日の睡眠時間は約8時間と言われてきました。しかし今は違います。米国の睡眠研究家は「15歳までは8時間、25歳は7時間、45歳は6.5時間、65歳は6時間が理想的。8時間以上では糖尿病の危険」と指摘しています。年齢によつて睡眠時間は異なり、中高年の生活習慣病防止にもつながると教えています。これは日本でも踏襲され、多くの睡眠外来で指導されています。

◆社員の睡眠時間は、会社の業績にも影響
どきっとする表現ですが、働き方改革が叫ばれている現代は（社員の睡眠が

生産性も支配）する時代になつたのです。睡眠改善支援に携わる東京都内の会社の実例です。睡眠の質が分かるスマホアプリを枕元に置き、休退職や生産性低下のリスクを測るアンケートを組み合わせました。心身の状態を見える化したわけ

です。結論を言えば、社員の休退職リスクを睡眠で予測できたのです。これまでは人間関係やコミュニケーションなど「会社にいる時間」が問題になっていたのですが、実際は、睡眠や生活習慣の影響が大きいことが分かったのです。このアプリの導入は企業にも浸透しています。個人情報につながるののでこの会社の取り組みは慎重です。データからメンタル不調が疑われる場合、企業には伝えず、該当社員に産業医を紹介する

【筆者紹介】
柏木 勇一
一九四一年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

まだまだ実施企業は多くありませんが、重要なことは、睡眠に対するひとりひとりの自覚です。ぜひ、即行動を起こしたAさんを見習って、生活リズムを整える毎日を送っていたかいた

と思います。理想的な睡眠で自分を大切に、難しいことではないはずです。

— 新会員ご紹介 —

新規加入会員をご紹介いたします。(加入期間 平成30年12月22日～令和元年7月31日) *印は賛助会員

企業名	代表者名	業種	所在地	電話番号
勝田地区会				
(有) 東 功 開 発	大山 功司	不動産業	東石川3-21-8	029-272-6346
(株) 上 杉 工 業	上杉 勇士	建設業	津田2218-2	029-229-0781
* ア イ ル ガ ー デ ン	新井 大策	建設業	足崎1263-26	029-357-9008
日 章 陸 運 (株)	鶴田 竜一	運送業	足崎1474-445	029-219-4813
ワ イ ル ・ テ ッ ク (株)	鈴木 一男	建設業	津田1652-1	029-219-8383
那珂湊地区会				
(有) 小 川 屋 商 店	小川 敏雄	卸売業	柳沢305-3	029-262-2729
大宮地区会				
茨 城 ダ イ ワ 設 備 (株)	坂爪 浩三	電気通信工事業	鷹巣908-4	0295-53-7232
(株) 石 川 造 園	石川 直人	造園業	石沢1231	0295-53-4530
那珂地区会				
* は せ が わ 社 会 保 険 労 務 士 事 務 所	長谷川克弘	社会保険労務士	菅谷2297-3	029-295-0033
東海地区会				
(株) 茨 城 特 殊 工 業	山形 政文	建設業	本米崎2939-25	029-297-3588
東 海 エ ク ス テ リ ア (株)	河野 陽介	建設業	村松2127-1	029-219-7048
(有) 大 建 工 業	助川由紀子	建設業	村松北2-1-2	029-283-3636

無料インターネットセミナーのご活用を!!

太田法人会のホームページからインターネットセミナーが会員は無料で受講できます。会社の研修会等でご活用ください。

会員ID hj0603 パスワード 0267

ホームページが変わりました。 ohta-houjinkai.com/

新会員PRコーナー

このコーナーは、新しく会員になられた企業の中で、原稿を依頼してご協力を得られた企業をご紹介いたします。

なお、原稿の締切の関係上次回になる場合もあります。



那珂地区会

はせがわ社会保険

労務士事務所

代表 長谷川克弘

初めまして、当事務所は40年の歴史を持つ社会保険労務士事務所を継承し、新たに開業いたしました。健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険・就業規則・給与計算・労務管理等のお手続きご相談等お引受けさせていただきます。

☎ 090-4530-5110
☎ 029-1295-0033
FAX 029-1295-0192
E-mail
hasegawa.sr@bizimo.jp

ただいております。

たいてい受けています。

ただいております。

たいてい受けています。

???? 7つの間違い探し? ???? ?



【作者紹介】

神谷一郎 (かみや・いちろう)
 右の絵と左の絵に相違点があります。見つかったらご応募ください。応募者の中から抽選により地域特産品を進呈いたします。

応募方法

1. 官製はがき又はメール、FAXにより、事業所名、住所、担当者、電話番号(連絡先)及び回答を記入し応募して下さい。
2. 応募先：〒313-0061 常陸太田市中城町3210商工会館別館
 一般社団法人太田法人会
 TEL0294-73-0267 FAX0294-73-0679 E-mail:info@ohta-houjinkai.com
3. 締切り：10月31日必着 4. 発表：法人会ホームページ <http://ohta-houjinkai.com>
 ※会報68号の回答及び当選者は法人会ホームページに掲載しております。

法人会の経営者大型総合保険制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもりまします

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

**1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。**

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

水戸支社/茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)
 TEL 029-221-2881

AIG AIG損害保険株式会社

茨城支店/茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル6F)
 TEL 029-224-5505



法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

地震災害のリスクをガード

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

茨城支店

〒310-0805

茨城県水戸市中央2-6-29 富士火災水戸ビル6F

TEL. 029-224-5505 FAX. 029-227-1510

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む

病気やケガの備えに

NEW



NEW/ ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険 EVER

心配な「がん」の備えに



生きるための
がん保険
Days 1

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

水戸支社 〒310-0026 茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル 3F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

平成30年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

P19223

AFツール-2019-5375 7月29日